

常勤役員退任慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は東京信用保証協会の常勤役員（常勤の理事及び監事をいう、以下同じ。）が退任した場合に支給する退任慰労金について必要な事項を定めることを目的とする。

(退任慰労金の額)

第2条 常勤役員に対して支給する退任慰労金の額は、在任期間1月につき、その者の退任の日における報酬月額に100分の30を乗じて得た額とする。

2 前項の在任期間に1月未満の端数がある場合は、これを1月とする。

3 常勤役員が任期満了において再び役員に就任したときは、その者の在任期間は通算して計算する。

4 第1項の規定にかかわらず、在任期間が72月を超える場合は、退任慰労金算定の対象とする在任期間は72月を限度とする。

(死亡による退任慰労金の支給)

第3条 退任慰労金は、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

(補則)

第4条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この改正規程は、平成20年9月1日より施行する。